

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）  
の一部を改正する規程について

令和 3 年 1 月  
経 済 産 業 省  
高圧ガス保安室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新たな技術の活用が可能であることを明確化するため、通達を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

完成検査及び保安検査における新技術の明示【基本通達】

①概要

法第 20 条に基づき、製造許可を受けた第一種製造者等は都道府県知事等が行う完成検査を受けなければならない。また、法第 35 条に基づき、第一種製造者は定期的に都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

これらの検査は、技術上の基準の適合状況を確認するためのもので、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格（KHKS）又は省令別表で定められている。

今般、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新技術の普及により、検査においても、これらの新技術の検証・導入が進められており、保安力の向上、業務の効率化等が期待されている。現行の検査の方法の規定において、これらの新技術を活用することは可能であり、都道府県等が技術上の基準の適合状況を確認する際に、新技術を活用した検査方法を用いることができることを明確化する。

②具体的な規定の内容

省令別表で定める完成検査の方法及び保安検査の方法において、ドローン、ロボット、センシング、AI 等の新技術の活用が可能であることを基本通達で明確化

する。

3. 今後のスケジュール

令和3年1月22日～令和3年2月20日  
令和3年3月

パブリックコメント  
公布・施行（予定）